

伊賀市防災用行政無線の設置及び管理に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年1月26日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第1号

伊賀市防災用行政無線の設置及び管理に関する規則を廃止する規則

伊賀市防災用行政無線の設置及び管理に関する規則（平成16年伊賀市規則第197号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀市地下水保全条例施行規則をここに公布する。

令和5年1月31日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第2号

伊賀市地下水保全条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊賀市地下水保全条例（令和4年伊賀市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(地下水採取の届出)

第3条 条例第3条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとし、同条の規定による届出は、揚水施設を設置しようとする日の30日前までに地下水採取届出書（様式第1号）により行わなければならない。

- (1) 名称及び代表者並びに所在地（法人でない場合は、氏名及び住所）
- (2) 事業の概要
- (3) 地下水の用途
- (4) 揚水施設の位置
- (5) 揚水機の種類等
- (6) 地下水採取予定量
- (7) 採取量測定器及び水位測定器の有無
- (8) 地下水採取開始年月日
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(届出事項の変更)

第4条 条例第4条の規定による届出は、条例第3条の規定による届出の内容に変更があった日から30日以内に地下水採取変更届出書（様式第2号）により行わなければならない。

(揚水施設の廃止の届出)

第5条 条例第5条の規定による届出は、揚水施設の廃止の日から 30 日以内に地下水採取廃止届出書(様式第3号)により行わなければならない。

(取水量等の報告)

第6条 条例第6条の規定による報告は、次の各号に掲げる報告の対象となる期間の区分に応じ、当該各号に定める期日までに、地下水取水量等報告書(様式第4号)により行わなければならない。

- (1) 4月分から9月分まで 10月末日
- (2) 10月分から翌年3月分まで 4月末日

(立入調査を行う職員の身分を示す証明書)

第7条 条例第9条第3項に規定する立入調査を行う職員の身分を示す証明書は、伊賀市職員服務規程(平成16年伊賀市訓令第26号)第13条に規定する職員証とする。

(条例の施行の際現に設置されている揚水施設に係る届出)

第8条 条例附則第2項の規定による届出は、条例の施行の日から起算して 60 日以内に地下水採取既存施設届出書(様式第5号)により行わなければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。